

水道施設台帳デジタル化整備業務委託 プロポーザル実施要領

令和3年5月

福島地方水道用水供給企業団

水道施設台帳デジタル化整備業務委託プロポーザル実施要領

I. 総 則

1. 目 的

令和元年10月1日に水道法の一部を改正する法律が施行され、適切な資産管理の推進を図るための水道施設台帳の作成と保管が義務化された。

このことから、福島地方水道用水供給企業団が保有する、日常点検を含む維持管理修繕履歴などの施設情報をデジタル化し、今後の保守や将来の更新計画の優先度判定及び災害時におけるバックアップなどにつなげるため、プロポーザル方式により業者を選定し、高度な専門知識やノウハウを活用したシステムを構築する。

2. 業務の内容

(1) 業務名称

水道施設台帳デジタル化整備業務委託

(2) 業務内容

クラウド方式による管路台帳システムを構築するものである。

詳細は、別添「水道施設台帳デジタル化整備業務委託仕様書」、

「水道施設台帳デジタル化整備業務委託要求水準書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年9月30日まで

3. 価格提案上限額

¥15,786,000.-（消費税及び地方消費税額相当額を除く）

II. プロポーザルの基本事項

1. スケジュール

内 容	日 程	周知・提出の方法
公告・実施要領等の公表	令和3年5月28日（金）	企業団・構成団体掲示場 企業団ホームページ
参加表明の受付	令和3年5月28日（金） ～令和3年6月17日（木）	郵送のみ受付
参加表明及び参加資格確認に関する質問の受付	令和3年5月28日（金） ～令和3年6月7日（月）	電子メール
参加表明及び参加資格確認に関する質問に対する回答	令和3年6月18日（金）	企業団ホームページ

参加資格確認結果通知 技術提案書提出要請	令和3年6月24日(木) 予定	郵送
技術提案書類の受付	令和3年6月25日(金) ～令和3年7月15日(木)	郵送
技術提案書類に関する質 問の受付	令和3年6月25日(金) ～令和3年7月1日(木)	電子メール
技術提案書類に関する質 問に対する回答	令和3年7月8日(木)	企業団ホームページ
技術提案審査 プレゼンテーション	令和3年7月27日(火) 予定 令和3年7月29日(木) 予定	
審査結果通知	令和3年8月4日(水) 予定	郵送
契約協議	令和3年8月中旬 予定	
契約締結	令和3年8月中旬 予定	

2. 公告・実施要領等の公表

(1) 公告・実施要領等の公表

令和3年5月28日(金)より、企業団ホームページにて公表、配布する。

(2) 閲覧等に関する問い合わせ

〒960-0201 福島県福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1
福島地方水道用水供給企業団 総務課 契約管財係
電話：024-541-4100

3. 参加表明の受付

(1) 受付期間

令和3年5月28日(金)から令和3年6月17日(木)まで

(2) 受付方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出(郵送のみ受付)

封筒貼付用の宛名等は、企業団ホームページからダウンロードにて入手し、封筒に貼付して郵送すること。

なお、差出控は、参加資格確認結果通知書を受領するまで保管すること。

(3) 提出先

〒960-0201 福島県福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1
福島地方水道用水供給企業団 総務課 契約管財係

(4) 参加表明書類の提出

参加申請書類の内容等は次のとおりとする。

なお、参加申請書類はA4縦長左綴じでA4ファイルに綴じて正・副各1部を提

出すること。

名 称	様 式
参加表明書	様式 1
会社概要書	様式 2
業務実績調書	様式 3
管理技術者調書	様式 4
参加申請者の同種業務実績を証明する書類	任意様式
配置予定技術者の雇用関係を証明する書類	任意様式

(5) 証明する書類

- ① 同種の業務の実績を証明する書類は、契約書（実績が確認できる部分の仕様書及び業務計画書を含む）、業務実績情報システム（TECRIS）など実績の内容が分かる書類の写しを提出すること。また、提出に当たっては、実績が確認できる部分に目印（マーカー等）を付けること。
- ② 雇用関係を証明する書類は、健康保険被保険者証、雇用保険証などの写しを提出すること。

4. 参加資格要件等

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時において福島地方水道用水供給企業団から競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）規程による更生手続開始の申立てがなされているもの（ただし、経営に関する客観的事項の審査を受けその結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。
- (4) 令和3・4年度福島地方水道用水供給企業団入札参加資格登録業者名簿（業務委託:システムソフトウェア開発業務）に登録し、資格要件を満たす者であること。
- (5) 配置予定技術者
管理技術者
業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を1名配置すること。
管理技術者は、次に示す要件をすべて満たす者でなければならない。
(ア) 管理技術者は、直接雇用する技術士（上下水道部門）又はRCCM（上水道及び工業用水道）の資格を有し、技術士法又はRCCMによる登録を行っている者。

(イ)平成23年4月1日以降、本プロポーザルの公告日までに管理技術者として、本業務と同種の業務を完了した経験のある者。

(6) 同種の業務

同種の業務は、平成23年度以降に日本国内の水道事業体又は用水供給事業体を対象として行った、次に示す業務とする。

区 分	詳 細
同種の業務	① 管路施設 GIS 構築業務
	② 水道施設台帳システム構築業務
	③ 水道管路情報システム構築業務
	④ 水道施設台帳管理システム導入業務

5. 参加表明及び参加資格確認に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和3年5月28日(金)から令和3年6月7日(月) 午後5時まで

(2) 提出方法

参加表明及び参加資格確認に関し質問がある場合は、質問書(様式9)に質問事項を記入し、電子メールにて提出すること。

提出後は、必ず電話で送信した旨を伝え、受信の確認を行うこと。

なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

(3) 提出先

福島地方水道用水供給企業団 総務課 契約管財係

E-mail:f-wsa@siren.ocn.ne.jp

(4) 回 答

① 回答期日

令和3年6月18日(金)

② 回答方法

質問及び回答内容は、企業団ホームページで公表する。

6. 参加資格確認結果通知

(1) 参加資格確認結果通知

参加資格確認の結果は、参加表明を提出した者に対して書面により通知する。

発送予定日 令和3年6月24日(木)

参加資格要件を満たしたすべての参加者に対して、参加資格確認結果通知書(様式1-1)及び技術提案書提出要請書(様式6-1)を送付し、技術提案書の提出を要請する。

なお、参加表明時に提出された書類についても審査対象とする。

- (2) 参加資格要件を満たさない者の取り扱い
参加資格要件を満たさないとされた者に対する審査は行わない。
- (3) 参加資格確認結果の理由説明
参加資格要件を満たさないと判断された者は、その理由について説明を求めることができる。
説明を求めるときは、参加資格確認の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に電子メールにて申請すること。なお、その回答は後日、書面にて行うものとする。

Ⅲ. 技術提案書に関する事項

1. 技術提案書類の受付

技術提案書類の提出を要請された者は、次により提出すること。

- (1) 受付期間
令和3年6月25日(金)から令和3年7月15日(木)まで
- (2) 提出方法
受付期間内に提出先まで一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。
- (3) 提出先
福島県福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1
福島地方水道用水供給企業団 総務課 契約管財係
- (4) 技術提案書類

書 類 名	様式	提出部数
技術提案書類(添書)	様式5	1部
技術提案書(表紙)	様式6	8部
〃(添付書類)	任意様式	8部
プレゼンテーション資料 (必要がある場合のみ作成し提出)	任意様式	8部
業務実施体制調書	様式7	8部
ランニングコスト	様式8-1	1部
ランニングコスト内訳書	任意様式	1部
価格提案書	様式8	1部
価格提案内訳書	任意様式	1部

- (5) 電子データの提出
技術提案書及びプレゼンテーション資料については、CD-R又はDVD-Rに保存し提出すること。

2. 技術提案書の記載内容

- (1) 業務に対する基本方針
 - ① 業務に対する実施方針
 - ② 業務の工程計画
 - ③ 維持管理・修繕に対する取組
- (2) システム機能について
 - ① 管路台帳システムの特長
 - ② 情報セキュリティの信頼性・安全性
 - ③ サポート対応
- (3) システムの拡張性について
 - ① 将来の拡張性
- (4) ランニングコスト
 - ① 導入後 10 年間の保守管理費用、クラウドサービス利用料等
- (5) その他付加提案

3. 技術提案書類の作成要領

- (1) 技術提案書及びプレゼンテーション資料における企業名等の表示禁止
技術提案書類を提出した者（以下「提案者」という。）の企業名を伏せて選定を行うため、企業名、マークなど提案者が特定されるような表現は用いないこと。
技術提案書及びプレゼンテーション資料の表紙には、企業団から指定されたアルファベットに「社」を付けた「○社」（例：A社）と表示すること。
- (2) プレゼンテーション資料の作成
提案者は、プレゼンテーションの際に使用する資料を必要に応じて作成することができる。プレゼンテーション資料は、プレゼンテーションの際に技術提案書に基づく説明を補完するものであり、技術提案書の内容と整合がとれたものでなければならない。
なお、プレゼンテーションに使用するパソコン、プロジェクター及びスクリーンは企業団で用意したものを使用する。ただし、パソコンについては、提案者の機器を使用しても構わないものとする。（プロジェクターとの接続はHDMI端子）
- (3) 書類枚数の制限
技術提案書（添付書類）の枚数は、A4、A3合わせて20枚以内とする。
プレゼンテーション資料の枚数についても20枚以内とする。
- (4) 印刷方法
印刷形式は、A4は両面、A3を使用する場合は片面印刷とする。
技術提案書及びプレゼンテーション資料の印刷は、A4たて（プレゼンテーション資料にあっては、スライドを2 in 1印刷）に両面印刷（ただし、A3部分は片面

とする。)、長辺綴じとする。

(5) 文字のサイズ

技術提案書は、10.5ポイント以上とする。

なお、プレゼンテーション資料については、文字サイズの制限を設けない。

(6) ページ番号

技術提案書(添付書類)が複数枚となる場合は、下部中央にページ番号を付けること。(例: 1/3、2/3、3/3)

(7) その他付加提案に要する費用

その他付加提案に要する費用は、価格提案書の金額に含めること。

(8) 費用負担

参加表明書及び技術提案書の作成に要する全ての費用は、提案者の負担とする。

4. 最優秀提案者等の選定審査

(1) 最優秀提案者等の選定

書類審査及び技術提案書の評価において、総合評価点が最も高い提案者を最優秀提案者、2番目に高い提案者を次点者に選定する。

なお、提案者が1者となった場合であっても当該選定は実施する。

書類審査の審査項目、評価視点及び配点は次のとおりとする。

審査項目		評価視点			配点
企業の 実績	受注実績	過去10年以内、3件まで 同種の業務実績 【管路施設 GIS 構築業務等】	3件以上	10	10
			2件	6	
			1件	2	
技術者の 実績	管理技術 者の実績	過去10年以内、3件まで 同種の業務実績	3件以上	10	10
			2件	6	
			1件	2	
合 計					20

技術提案審査の評価項目、評価視点及び配点は次のとおりとする。

評価項目		評価視点	配点
業務に対する 基本方針	業務に対する実施方針	業務の目的や役割を理解し、業務実施に当てるための方針を適切に設定しているか。	10
	業務の工程計画	業務量を把握し、業務の工程が整理されているか。	10
	維持管理・修繕に対する取組	水道施設の適切な管理に向けた取組	10

システム機能について	管路情報システムの特長	管路台帳システムのデータ項目、データ更新、分析機能等の考え方	40
	情報セキュリティの信頼性・安全性	管路情報システムデータの保護及びセキュリティ対策の考え方	40
	サポート対応	利用期間中の保守・サポートの考え方	30
システムの拡張性	将来の拡張性	アセットマネジメント、管路更新計画等への活用	20
その他付加提案		その他付加提案についての方針、検討内容、手順等が示されており、提案内容について有効性・実効性があるか。	20
ランニングコスト		導入後 10 年間のシステム運用にかかるランニングコスト(利用料、保守、システム更新等) 価格評価点 = 「最も低い価格」 / 「当該事業者の提案価格」 × 40 点	40
実績		書類審査の評価点により算出する。	20
価格評点	価格提案書の提案価格により価格評価点を算出する。 価格評価点 = 「最も低い提案価格」 / 「当該事業者の提案価格」 × 40 点		40
総合評価点 (合計)			280

(3) 技術提案審査の最低基準点

総合評価点の最低基準点は 140 点とし、最低基準点に満たない場合は、失格とする。

5. 技術提案書類に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和 3 年 6 月 25 日 (金) から令和 3 年 7 月 1 日 (木) 午後 5 時まで

(2) 提出方法

技術提案書に関し質問がある場合は、質問書(様式 9)に質問事項を記入し、電

子メールにて提出すること。

提出後は、必ず電話で送信した旨を伝え、受信の確認を行うこと。

なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

(3) 提出先

福島地方水道用水供給企業団 総務課 契約管財係

E-mail f-wsa@siren.ocn.ne.jp

(4) 回 答

① 回答期日

令和3年7月8日(木)

② 回答方法

質問及び回答内容は、企業団ホームページで公表する。

6. 技術提案書のプレゼンテーションの実施

(1) 開催予定日

令和3年7月27日(火)、7月29日(木)を予定している。

日程及び開催場所については、技術提案書提出要請書に記載する。

(2) 所要時間

技術提案書に基づき、準備10分間、プレゼンテーション20分間、質疑応答20分間程度の合計50分間とする。

(3) 出席者

技術提案者を含む2名以内とする。なお、リモートによる出席を求める場合は他に3名以内とする。

(4) 説明資料

技術提案書及びプレゼンテーション資料以外の資料は使用不可とする。

(5) 参加報酬

参加報酬は、無償とする。

7. 技術提案審査結果通知

(1) 審査結果通知

審査結果は、プレゼンテーションに参加した者に対して書面により通知する。

発送予定日 令和3年8月4日(水)

(2) 審査結果の理由説明

最優秀提案者として選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求めるときは、技術提案審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に電子メールにより申請すること。

なお、その回答は後日、書面にて行うものとする。

IV. その他

1. 選定委員会の設置

本プロポーザルの審査は、企業団が設置する「水道施設台帳デジタル化整備業務委託プロポーザル方式業者選定委員会」において実施する。

2. 契約の締結

(1) 最優秀提案者との契約

最優秀提案者に選定された者を契約候補者として、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により随意契約を締結する予定である。

ただし、最優秀提案者に選定された者であっても、本業務の履行が困難であると企業団が判断した場合は契約を締結しない場合もある。

(2) 契約に係る協議及び見積書の提出

企業団は、契約候補者の技術提案内容に基づく協議を行い、仕様書を定めた上で価格提案書を基に見積りの徴収を行う。

ただし、契約が不調となった場合は、次点者に対し同様の協議を行い見積りの徴収を行う。

(3) 契約の解除

企業団は、契約締結後においても、契約相手方に本プロポーザルにおける失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。この場合において、企業団に何らかの損害が発生した場合は、その損害を請求することができる。

3. 保証金及び支払条件

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

業務委託料（契約金額）の10分の1以上の額とする。

ただし、福島地方水道用水供給企業団会計規程第100条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(3) 連帯保証人

要しない。

(4) 前払金

各年度の出来高予定額の40%以内の額とする。

(5) 各年度の出来高予定額

令和3年度 業務委託料の60%程度

令和4年度 業務委託料の40%程度

(6) 各年度の支払限度額

令和3年度 出来高予定額以内

令和4年度 業務委託料から既に支払済みの額を差し引いた額

4. その他の事項

(1) 次に該当するときは失格とする。

- ① プロポーザル関係者と不正な接触等を行ったとき。
- ② 提案書作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- ③ 価格提案の金額が価格提案上限を超えている技術提案を行ったとき。
- ④ 価格提案の金額が「0円」と記載された技術提案を行ったとき。

(2) 留意事項

- ① 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- ② 参加表明書及び技術提案書類は返却しない。
- ③ 参加表明者数、最終結果（最優秀者、次点者、それ以外の事業者名は伏せた状態での評価点等）について公表し、これら以外の審査過程等は非公表とする。
- ④ 参加表明書及び技術提案書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの企業団の了解を得なければならない。
- ⑤ プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 問い合わせ先

本実施要領に関する問い合わせは次のとおりとする。

福島地方水道用水供給企業団 総務課 契約管財係

電話：024-541-4100